

令和3年第4回教育委員会定例会  
(2月15日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和3年2月15日（月）午後2時00分から午後2時40分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	末廣 照純
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	田畑 俊典

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 生涯学習課

ア 令和2年度 台東区区民文化財台帳登載及び指定について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等に対する対応について（1月分）

(2) 学務課

イ 区立幼稚園における預かり保育の試行について

(3) 教育支援館

ウ スクールソーシャルワーカーの配置について

3 その他

午後2時00分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和3年第4回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末広委員をお願いいたします。

また、垣内委員は所用のため、本日は欠席でございます。

なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。

本日の議題、日程第1、教育長報告の協議事項、生涯学習課のア、教育長報告の報告事項、学務課のイ、教育支援館のウについては議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。

つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 はじめに、日程第1、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項、庶務課のア「区長への手紙」等に対する対応について、1月分を報告させていただきます。資料2をご覧ください。

今回も、件名欄には、ご意見をいただいた日付を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、学務課取扱分が1件です。区内の区立認可保育園のイベントについて。

区内のこども園に子供が通っているが、餅つき大会や豆まきに疑問がある。餅は喉に詰まらせたら危険だし、豆まきも豆を誤って飲み込んでしまう恐れがある。代替案を考えてほしい。また、コロナ禍でなぜ餅つきを決行したのかというご意見でございます。

続きまして、指導課取扱分が2件です。まず、コロナウイルスについて。

幼稚園に勤務しているが、全学年が集まる行事を園が進めようとしている。勤めるのも不安だ。他のクラスと集まる行事について、1月中は禁止するようにしてほしいという

ご意見でございます。

続きまして、小中学校の子供の感染対策について。

新型コロナウイルスの英国株は子供への感染性が強いようだ。感染対策について慎重な対応をしてほしい。休校、分散登校も視野に入れ、学習のオンライン化を急いで準備していく必要があるとのご意見でございます。

続きまして、中央図書館取扱分が2件です。まず、谷中分室閲覧席の利用について。

閲覧席で手紙を書いていたら、やめてほしいと言われた。注意をするなら、理由を明確にし、事前に分かるようにすべきだというご意見でございます。

最後に図書館の受付窓口の対応について。

根岸図書館の受付窓口の職員の対応が悪く、不快だというご意見ございました。

なお、今回はいずれの案件も回答を要しない案件という形になっております。

簡単ではございますが、報告事項については以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

### 3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について、聴取いたしたいと思えます。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

## 〈日程第1 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 生涯学習課 ア

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

生涯学習課のアについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、令和2年度台東区区民文化財台帳登載及び指定について、ご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。

2月2日に教育委員会の附属機関である、台東区文化財保護審議会より、区民文化財台帳登載及び区民文化財指定について、6件の答申があったものでございます。

はじめに、区民文化財指定でございます。資料の2ページをご覧ください。

有形文化財(考古資料)として台東区教育委員会が所有いたします「池之端七軒町遺

跡388号墓出土将棋駒他副葬品」でございます。本資料は、江戸時代から近代にかけて曹洞宗慶安寺が所在した池之端二丁目1番地点について、平成6年から7年に発掘調査を行い、木棺に副葬されていた将棋駒及び駒入れ容器1揃い、箸1組、キセル1組、小型櫛1点、銭貨7点を指定するものでございます。将棋駒は保存状態が良好で1揃いであることから、台東区内に限らず、近世遺跡の出土品としては稀有な例であり、駒の使用者像を推測させる資料としても重要でございます。

次に、区民文化財台帳掲載でございます。

恐れ入りますが3ページをご覧ください。有形文化財（彫刻）として、浅草寺が所有いたします「木造僧形坐像」でございます。本像は頭頂から両肘、両膝頭を含めて、1材から掘り出されたものと推定しております。10世紀から11世紀の中国五代から北宋初にかかるところの中国で制作されたものと考えられ、その時代に遡る木彫りの僧形像の遺例は、日本はもとより、中国においても極めて少なく、非常に稀少なものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。有形文化財（古文書）として、台東区教育委員会が所有いたします「望月家文書 附 浅草質屋組合資料」でございます。本文書は、幕末から明治期にかけて、現在の浅草五丁目で質屋を営んでいた望月家が所蔵していた資料でございます。台東区域に関する古文書が区内に現存することは稀少であり、明治期を中心とする商家の資料として貴重でございます。

続きまして、5ページでございます。有形文化財（考古資料）として、台東区教育委員会が所有いたします、「浅草永住町遺跡東上野三丁目2番地点出土埋葬関係資料」でございます。本資料は、慶安元年、1648年以降、昭和26年まで、日蓮宗善立寺が存在していた、東上野三丁目2番地点において、平成27年から28年に発掘調査を行い、甕棺、化粧道具一式、柿経などが出土しております。鬘盤、紅猪口といった化粧道具一式など、保存状態が良好で稀有な出土品が多く貴重であるとともに、稀少な柿経も出土しております。台東区の埋葬の歴史を考える上でも重要でございます。

次に、6ページをご覧ください。有形民俗文化財として、株式会社吉徳が所有いたします「吉徳これくしょん（雛人形）」でございます。吉徳これくしょんは人形玩具研究の第一人者であった吉徳十世山田徳兵衛氏が昭和初期から研究資料として収集した品々を母体としております。現在吉徳資料室が、資料の保存と活用に努めておりますが、今後の長期的な保存と活用のため、種別ごとに目録を作成した上で、順次区民文化財として掲載しているものでございます。同コレクションにつきましては、平成27年度以降、和書、一枚刷、芝居番付類、古文書、羽子板、五月人形が掲載されております。

最後に7ページでございます。史跡として、「渋沢栄一家墓所」でございます。谷中霊園内に所在しております、渋沢栄一の墓1基及び二人の妻の墓2基について、墓石占有部分を掲載するものでございます。渋沢栄一は近代日本経済の礎石を築くとともに様々な社会事業や文化事業、民間外交にも積極的に参加しており、区内にもそうした活動の場がございました。また、その墓所の成り立ちは、区の歴史を考える上でも重要であることから、

渋沢栄一家墓所は史跡として貴重でございます。

以上の区民文化財台帳及び指定により、台帳登録件数は合計で238件、そのうち指定文化財は65件となります。今後とも区民文化財の保存及び活用を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

ご説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 ただいまのご説明、非常に分かりやすかったです。この実際に発掘された、例えば1番の池之端七軒町の将棋等とか、あと、望月家の文書とか、あるいは浅草の方のいわゆる土葬の関係資料等は、どういうところに保管しているのでしょうか。

○生涯学習課長 基本的に出土されたものなどにつきまして、保存ということでありまして、台東区の施設、一部小島の施設の地下部分に所蔵しているところです。ただ、そこでは展示というか、お見せすることができないので、生涯学習センターの3階の展示スペース等に展示できるものはお示しさせていただいているところです。

補足になりますが、実際に今、池之端七軒町遺跡のところでご説明いたしました将棋駒につきましては、現在生涯学習センター3階のところでご覧いただいているところでございます。

○末廣委員 分かりました。

○矢下教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (2) 学務課 イ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、学務課のイについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項のイ、区立幼稚園における預かり保育の試行について、ご説明をいたします。資料3をご覧ください。

項番1、目的です。近年、保護者の働き方の多様化や共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりなど様々な要因により、区立幼稚園の応募者数が減少傾向にあります。この現状を受け、保護者ニーズに対応するため、区立幼稚園において預かり保育を実施するものです。なお、令和3年度は今後の実施に向けた試行として位置付けとるものとします。

項番2、令和3年度実施内容の案です。実施する園は、区立幼稚園全10園で、対象は就労理由等により保育の必要性がある園児となります。預かりの日数は、週に2日程度

で、時間は14時から16時半とし、夏休み等の長期休業期間は実施いたしません。定員は1日につき10名までとし、利用料金はなしといたします。

項番3、今後の実施に向けてです。令和3年度の施行の中で、各園において課題等を整理しながら、全園で情報共有を行い、園長会と教育委員会で預かり日数や利用料金等について検討を行い、今後の実施につなげていきたいと考えております。

項番4、今後の予定です。令和3年第1回定例会の区民文教委員会に報告し、園長会と準備を進め、4月以降に預かり保育の試行を始めます。

説明は以上です。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 幼稚園の対応を素早く進めていただきまして、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

やっぱり園でこれだけ努力をするということは大変なことだと思うんですね。ですので、そういった現場での努力を考えた上で、今後できるだけ親のニーズ、それから地域のニーズを考え調査をしていただいた上で、例えば人の配置をしていただきたいです。配置が難しいとしたらアルバイトからスタートしてもいいと思うんですけども、できるだけ人を配置できるようにお願いしたいと思います。また、中長期的にも今後の見通しを持った施策等についても、今後も考えていただけると大変ありがたいかと思えます。

いずれにしても、本当にこれから幼稚園の存続ということも課題になると思えます。園と連携を深めて、取り組んでいただいていることを大変感謝申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○学務課長 今おっしゃっていただきましたように、親ですとか、利用されるような方のニーズを調査しながら、教育委員会と園長会の方できちんと話をしながら負担が少なくなるような形で、ニーズに応えられるような検討をしていきたいと考えております。

○高森委員 私から3点ご質問したいことがあります。一つ目は、保護者の利用条件について伺いたいのです。これによると令和3年度の実績やニーズに基づいて、令和4年度以降の規模の拡大・縮小等を検討することになるのではないかと思うのですが、基本的に公立幼稚園・こども園に通園する家庭というのは、概ね就労だけが原因で保育に欠けているというケースは少ないのかなと思われるのです。週2回の預かり保育の利用に関しては、もしかしたらさほど実績は上がらないのかなと思われます。ただ、就労以外の別の理由、例えば家族の病気だとか介護だとか、それからPTA活動などで預かり保育を利用したいという希望があった場合に、できるのかどうか。よく見ると対象の欄に記されている利用条件の中に、「就労理由等」と記載があり、「等」の字が入っているのです。この「等」の字に就労以外の別の理由でも預かり保育が受けられるのかどうかということがまず1点目の質問でございます。

2点目は、令和3年度から4年度に移行するにあたって、週2回から週3回、あるいは4回、5回へと移行するときの基準について伺いたいと思います。令和4年度の園児募

集の段階までに、3年度の実績、ただし実際には夏季休業期間を除くと半年か7か月程度の実績を集約して、次の年度の募集案内を告知する必要があると思うのですが、それらの期間の中で行われた実際の預かりの実績に応じて、預かり保育がどれくらいの稼働率になったときに、具体的に令和4年度に週何回へ増やすという移行の判断をするのか、その辺りがもし分かっていたら教えていただきたいと思います。

3点目は、今、神田委員からもお話があった、人員の配置についてですけれども、本年度はこの週2回の預かり保育に対応するのは、原則として幼稚園職員ということになるのでしょうか。もしそうした場合に、令和4年度以降、週2から週3、4、5と移行した場合に、幼稚園職員以外の人員の加配ができるのかどうか、その予算がつけられるのかどうか。その辺はまだ不透明なところもあるでしょうけれども、そういった加配ができるかどうかということですね。

というのは、先生方には労働時間の制限があるので、幼稚園の先生方がこの預かり保育に直接携わる時間が多くなればなるほど、日常の教育課程だとか、特に幼稚園の場合は、対園児の教育活動以外の時間に行わなければいけない日々の業務がたくさんおありになると思うのです。小学校と違って、教員の数が基本的に少ないですから、少人数で日々の業務をこなさなければいけない。例えば指導案の作成だとか、教材準備だとかミーティングだとか、様々な事務作業、こういったものを先生方は降園後の時間にやるのですけれども、そういった業務が圧迫される恐れがあるのかなと。だから、できれば週2日以上に増やした場合には、そういった人員の加配ができると望ましいかなと思います。その辺り、将来的な部分はどのようにお考えになっていらっしゃるかも伺いたいと思います。

以上3点ご質問いたしました。

○学務課長 まず1点目、保護者の利用条件についてなんですが、委員おっしゃるとおり、就労理由等という形で記載をさせていただいておまして、就労のほかにも、例えば妊娠ですとか出産ですとか、疾病・介護、そういった理由により保育の必要性がある場合も利用できるように考えているところでございます。

2番目の拡大する条件というところなんですけれども、ここについては、効果等を見据えながら、また、今後どういった効果が見込めるか。そういったことも含めて、幼稚園長会ともきちんとお話しをしながら考えていきたいと考えているところでございます。

そして3つ目、今後の予算をかけて加配ができるかどうかというところなんですけれども、やはり委員おっしゃるとおり、通常業務がございまして、ここについては幼稚園長会とも、通常業務をまずは効率的に実施して負担を減らしていくとか、そういったところも含めてどういった体制でできるのか。教育委員会だけでなく、幼稚園長会ともお話しをしながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○高森委員 ありがとうございます。しっかりと考えていただいているということで安心しました。幼稚園長会の意見をよく取り込みながら、取り入れながら進めていただければと思います。よろしく申し上げます。



○末廣委員 前にも問題になった、区立幼稚園の希望者が非常に減っているということで、それに対応することで預かり保育というのがここに出てきたと思うんですが、私はこれは非常にいいことだと思います。やはり区立幼稚園のこともしっかりと存続していく必要があると思いますし、そのためにはこのような、ある意味ではサービスですね、預かり保育を推し進めるといのは、保護者にとっても非常にありがたいことではないかと思います。今、いろいろとご意見が高森先生から出ましたが、やはりこういういろいろなところを考えながら進めていく必要があると思いますが、やはりこれをやるということは、先生方、幼稚園の先生方の負担が、そのままの人員でしたら当然増えるので、やはりアルバイトでもいいですから、そういう方をどんどん入れて、今の先生方の負担がより大きくならないように、やっぱり考えていく必要があるんじゃないかと思います。

それで恐らくこれは、希望する方、保護者、必要とするというのは非常に多くなると思うんですね。どんどん増えていくと思います。それを十分、先のところまでいろいろと考えていく必要があるんじゃないかと思います。

この試しは、非常に結構なことで、これはずっと続くように区立幼稚園のためにも成功してほしいと思います。以上です。

○矢下教育長 ありがとうございます。そのほかはよろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のイについては報告どおり了承願います。

### (3) 教育支援館 ウ

○矢下教育長 次に、教育支援館のウについて、教育支援館長、説明をお願いします。

○教育支援館長 それでは、スクールソーシャルワーカーの配置について、ご説明申し上げます。資料4をご覧ください。

項番1、経緯でございます。昨今の経済の状況や社会の急激な変化などの影響を受け、子供を取り巻く問題が深刻化し、学校だけで解決するには困難な事案が数多く発生しております。そのため、教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーを増員し、問題を抱えた子供が置かれた環境への働きかけや関係諸機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて問題解決を図るものでございます。

項番2、事業内容でございます。令和3年度より、スクールソーシャルワーカー2名を増員し、4名体制といたします。その上で区内を4つのエリアに区分し、ケース対応、巡回等を実施します。さらに、介入ケースに対する支援の方向性や方法、内容等について組織的な検討を行うことにより、効果的な介入を実施していくものでございます。

項番3、スクールソーシャルワーカーの業務内容でございます。主に4点ございまして、まず、(1)は、現在の状況の把握でございます。幼児・児童・生徒の状況や普段の生活環境などを学校園から聞き取り、必要に応じ関係機関への紹介を行います。

2つ目は、そのような状況から、保護者や教員等へ対応方法のアドバイスを行うなどの支援を行い、また相談に応じます。また各種サービスなどの情報提供を行います。

3つ目は、支援策を作成した上で、学校園などに対し、具体的な支援体制の提案を行い、構築を図ってまいります。

4つ目は、学校園と関係機関との連携を活性化し、支援の効果を上げていくために、コーディネーターとしての役割を担います。

スクールソーシャルワーカーの業務は一概にこの(1)から(4)までが段階的に実施するというものではございません。平行して行われることがあるかと存じます。このような業務が基本的な内容となり、問題解決を図っていくということになります。

項番4、事業実績でございます。スクールソーシャルワーカーは基本的に教育支援館を拠点として活動をいたします。学校や園からの要請に基づき介入するケースや、指導課や教育支援館に届く子供の状況の報告などを踏まえ介入するケースがございます。これまでの介入は、派遣依頼型が多く、問題が重篤化してから依頼が来るという傾向があったため、平成29年度より巡回訪問を行い、各学校園からの情報入手件数を増やし、問題の早期発見、早期介入を図っております。平成30年度より1名増員し2名体制となったことや、令和元年度より月1回の巡回訪問を実施しているため、情報入手件数が増加しております。また、情報入手件数の増加に伴い、スクールソーシャルワーカーが介入する件数も増加しているところでございます。なお、表の介入件数の欄の直接回数及び間接回数は、介入件数に対する関わり方の方法、頻度を示すものでございます。

項番5、事業開始は令和3年4月1日からでございます。

項番6、予算額(案)でございます。記載のとおり、教育支援館運営という事業の中のスクールソーシャルワーカーに係る経費は2,140万円でございます。

項番7、今後の予定につきましては、3月4日開催の区民文教委員会において報告をいたします。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 この事業内容のところで、下の方に支援の方向性とか今後の対応等について、組織的な検討を行うとありますが、この組織的な検討というのは、そのソーシャルワーカーの方と、あとどういう方が関係してくるのでしょうか。

○教育支援館長 ケースによって関係する方々は変わってきますが、例えば子供家庭支援センター、児童相談所、医療機関、あとは学校、当事者ですね。そういうようなところと適宜関係を持ちながら組織的対応の方法を進めていくということでございます。

○末廣委員 ケースによって、いろいろと組織が関わってくるということですね。分かりました。

それからもう一つ、この事業実績ですけれども、令和2年度、この直接介入の直接対処、間接対処が、前年度あたりよりも大分減っているんですが、これは何か理由があるん

でしょうか。

○教育支援館長 主な理由として考えられることで言いますと、コロナ感染予防ということで、直接会わずに間接的に電話を連絡でしていくとか、そういうようなことかなというふうに思っております。これは、ケースによって4、5回で終わってしまう場合もありますし、内容によっては継続的に50回近く関わっているというところがありますので、ケースによっての数なので、一概にこれが少ない、多いということではなく、全体的に言えば増えているという傾向にあるということでございます。

○末廣委員 分かりました。

○高森委員 ご説明ありがとうございます。今、末廣委員からも、令和2年度の対処数の変化の理由について質問がありましたけれども、確かにコロナウイルスの感染症防止のためにそういった対応になってきたということもあるのですが、内容の部分では何か変化があるのかどうか。特に伺いたいのが、項番3のスクールソーシャルワーカーの業務内容、1、2、3、4とありますけれども、これらの中で特に頻度の多いものというのは、どれでしょうか。またパーセンテージで言うとどのくらいの割合でそれぞれの業務内容がスクールソーシャルワーカーの活動として実際に行われているのかとか、分かっている範囲で教えていただければと思います。

○教育支援館長 業務内容の割合についてでございますが、先ほどもお話をさせていただいたとおり、ケースによって全くその関わり方の頻度やアプローチの仕方等も様々でございます。説明の中にもあった通り、この(1)から(4)が同時並行で動いている場合もあつたりしますので、特に割合というところでは出すことができません。もう一つ、このコロナ禍になって、何かケースの対応で状況が変わっているかどうかについてでございますが、基本的には変わっていないというような認識を持っております。

○高森委員 それであれば、先ほど、始めた頃にはいろいろと重大な事案になったときに対応をしなければいけないことが頻発していたということですが、最近の傾向では、重大な事案に近いような事例とは具体的にどんなものがありましたでしょうか。

○教育支援館長 個人の情報に関わるような部分もございしますが、当初重篤していたというのは、全て収集がつかなくなって、どうにかしてほしいというようなところで、やはりそのレベルになってしまうとスクールソーシャルワーカーが介入してももう、例えば児童相談所につながっているというところで、そもそもスクールソーシャルワーカーが介入する必要がないというようなことですね。

逆に今は巡回型で常に情報収集に努めておりますので、必要があればすぐ介入できる。または、情報は入手するものの、今は必要なタイミングでないというところでは、情報を子家センや児童相談所と共有するレベルに留めておく等、それぞれのケースに応じた対応を常に組織的に検討して、このケースについてはどうしていくのかというところをしているところでございます。

○高森委員 個人情報に関わるところがあるので、秘匿しなければいけない部分もあると

いうのは分かりました。今週、文部科学省の協議会があって、そこで、いじめ・不登校部会でいろいろと意見を交わす予定でおりますが、その中で、スクールソーシャルワーカーだとかスクールカウンセラーのことをいろいろと話題にあがると思うんですね。台東区の場合はその場合、こういった形でスクールソーシャルワーカーが活動しているのか、具体的なことが分かればなと思った次第です。また個別に教えていただければと思います。ありがとうございます。

○神田委員 今、内容についてのご説明があって、よく分かりました。私もその点はちょっと伺いたかったです。それと、解決した件数というような、数値で表しているんでしょうか。それから、学校現場からこのような効果があったというようなお話がありましたら教えてください。2名を倍に増やすということですから、恐らく、効果的だったというような声もあったのではないかなと思います。よろしくお願いします。

○教育支援館長 まず、1つ目の解除に関することについてお答えをいたします。継続していくか解除するか、少し距離を置いて見守るか。その辺の状況につきましては、常に検討しているところでございます。実際に、解除という言葉が適切かどうかは分かりませんが、スクールソーシャルワーカーが関わらなくても環境が整い、軌道に乗っているというようなケースは幾つかございます。

ただ、そのときにはスクールソーシャルワーカーをはじめ、教育支援館が一方的に何かを解除するとかを決めるのではなく、当該の保護者や子供、あとは学校、その辺と協議をしながら、しばらく状況が安定しているので、一旦見守りというくらいの形にしましょうかとか、そのようなことを繰り返しているところでございます。

2点目の学校園からの評価といたしますか、ご感想というところでいいますと、やはり学校がなかなか家庭に入り込めないようなケースの場合、うまく保護者とスクールソーシャルワーカーがつながることで、その橋渡しをする、そんなようなことで頼られているということはございます。

○神田委員 ありがとうございます。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、教育支援館のウについては、ご報告どおり了承願います。

### 3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後2時40分 閉会